

## 大阪市東住吉区と近畿日本鉄道株式会社との連携協力に関する協定書

大阪市東住吉区（以下「甲」という。）と近畿日本鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、東住吉区内における、地域および鉄道沿線の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項及び連絡調整）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 駅を拠点とした沿線のまちづくりに関すること
- (2) 地域活動の推進、地域の価値向上に関すること
- (3) 駅を中心とした公共交通の利便性向上に関すること
- (4) 東住吉区まちづくりビジョンに関する施策の推進に関すること
- (5) 前各号の情報発信に関すること
- (6) その他協定の目的に沿う事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に進めるために、連絡調整窓口を設け、情報共有に努め、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、取り決めるものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更をするものとする。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間協定は更新され、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和4年3月23日

大阪市  
東住吉区長

近畿日本鉄道株式会社  
代表取締役社長

塩屋 幸男

都 司 尚